

告 示

埼玉県告示第千四百五十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―一九―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市仁手字本島堤北千百八十八番二外五十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百五十四・七七立方メートル

浸透効果量 〇・〇四二立方メートル毎秒